

小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。）以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の整備に要する費用に充てるため、その運営主体となる法人に交付することにより、高齢者の在宅における生活を支援し、もって高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 前項の法人とは、当該法人自ら小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護等」という。）の提供を行うものとして小規模多機能型居宅介護事業所等を整備する次の各号に掲げるものであって、予算要求に係る協議時までには3年以上、介護保険法（平成9年法律123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同第14項に規定する地域密着型サービス事業、同第23項に規定する居宅介護支援事業、同第25項に規定する施設サービス、同第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業又は同第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業の運営実績を有するものをいう。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、小規模多機能型居宅介護事業所等の整備に係る事業のうち、愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱第3条(1)キ又はケに規定する交付対象事業に該当するものであって、市長が必要と認めたものとする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、小規模多機能型居宅介護事業所等の整備（新築、増築、改築、改修の形態を問わない。）に必要な工事費又は工事請負費とし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含むものとする。

ただし、次に掲げる費用については補助の対象とはしない。

- (1) 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る費用
- (2) 土地の買収又は整地に要する費用
- (3) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合を除く。）に要する費用
- (4) 職員宿舍、車庫及び倉庫の建設に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業所整備に関する費用として適当と認められない費用

(補助金交付額の算定方法)

第5条 補助金交付額は、補助基本額3,200万円と前条の補助対象経費に係る実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

なお、交付額は予算額を上回らない額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付の申請は、補助対象事業着手前までに別紙様式第1号により行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書等を受理した場合は、その内容を審査のうえ、補助金を交付すべきと認めるときは速やかに補助金の交付決定を通知する。

(交付決定の変更及び中止)

第7条の2 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業の内容を変更し、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金交付変更(中止)申請書(別紙様式第1号の2)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による補助事業の変更、中止又は廃止の申請があったときは、市長は補助金の交付決定の変更の決定又は取消しの決定を行い、その旨を申請者へ通知する。

(交付の条件)

第8条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第3号に準じて速やかに市長に報告しなければならないこと。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (6) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場

- 合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金(共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。)の資金提供を受けてはならないこと。
 - (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
 - (9) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
 - (10) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
 - (12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄付金配分金、又は日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならないこと。
 - (13) 抵当権を実行に移され補助財産が処分される場合には、既に交付した補助金相当額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
 - (14) 財産の処分(抵当権の設定)を完了したときは、1か月以内に抵当権設定契約書その他必要な書類の写しを市に提出しなければならないこと。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

2 規則第8条第1項に規定する期日は、申請者が第7条の規定による通知を受けた日から14日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 この補助金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別紙様式第2号による報告書を市長に提出して行わなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助事業の完了後、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に交付するものとする。

(報告等)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた法人又は交付を受けた法人に対して、その補助事業の実施状況について、指示し報告を求め、又は関係者に対して質問をし、若しくは法人本部及び当該事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(取消及び返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた法人又は交付を受けた法人が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1)虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたことが明らかとなったとき。
- (2)第8条各号に掲げる交付決定の条件に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月23日から施行し、平成23年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月13日から施行する。ただし、平成26年3月31日までの間に交付決定を受けた事業については、第3条及び第5条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。